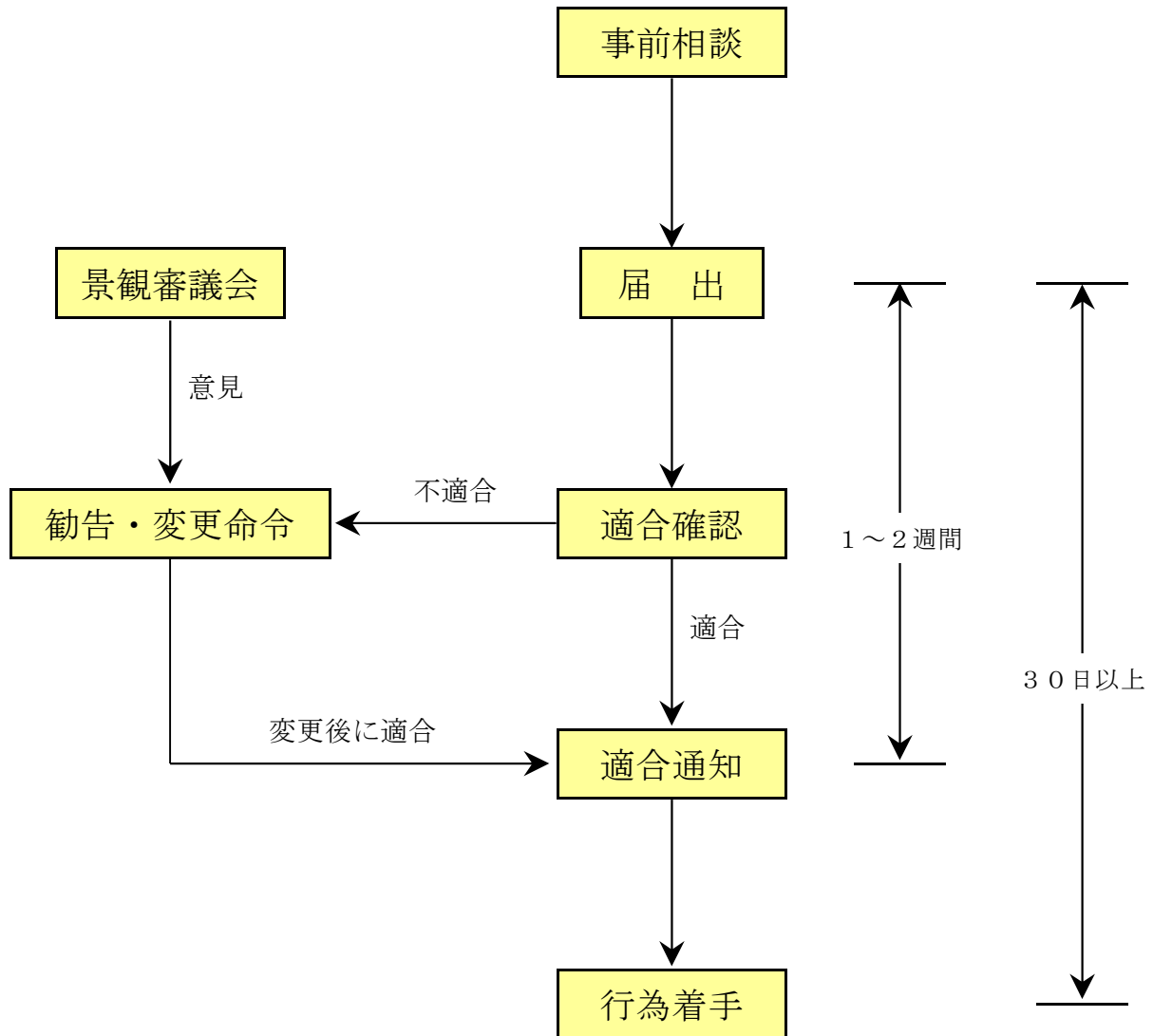


## 景観条例に基づく届出手続の流れ



- ※ 景観法の規定により、届出から30日間は行為の着手ができませんので、行為着手の30日前までの届出が必要です。
- ※ 審査に要する期間は、通常は1~2週間程度ですが、行為の内容や場所等によっては超える場合があります。
- ※ 事前相談は任意ですが、スムーズな手続のために事前相談をお勧めします。
- ※ 建築確認申請など、その他の法律に係る手続きは、別途行う必要があります。